○環境省令第十七号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）を実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　環境大臣　望月　義夫

環境省組織規則の一部を改正する省令

環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。

第十四条の見出し及び同条第一項中「並びにフロン等対策官及び」を「及びフロン対策室並びに」に改め、同条第一項中「それぞれ」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「フロン等対策官」を「フロン対策室」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　市場メカニズム室及びフロン対策室に、室長を置く。

第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二　国立公園課に、国立公園利用推進室を置く。

2　国立公園利用推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国立公園の保護及び整備に関すること（地域の魅力の増進のために行うものに係るものに限る。）並びに自然公園及び温泉に関する事業の振興に関すること。

二　自然公園並びに景勝地及び休養地並びに公園に係る観光及び休養に関する調査に関すること。

三　自然環境の健全な利用のための活動の増進に関すること。

3　国立公園利用推進室に、室長を置く。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十八号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　環境大臣　望月　義夫

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「四人」を「六人」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

地方環境事務所に、次に掲げる課を置く。

総務課

庶務課（東北地方環境事務所に限る。）

経理課（東北地方環境事務所に限る。）

廃棄物・リサイクル対策課（北海道地方環境事務所を除く。）

環境対策課

放射能汚染対策課（関東地方環境事務所に限る。）

除染対策第一課（東北地方環境事務所に限る。）

除染対策第二課（東北地方環境事務所に限る。）

除染対策第三課（東北地方環境事務所に限る。）

市町村除染推進課（東北地方環境事務所に限る。）

放射能汚染廃棄物対策第一課（東北地方環境事務所に限る。）

放射能汚染廃棄物対策第二課（東北地方環境事務所に限る。）

減容化施設整備課（東北地方環境事務所に限る。）

除染等推進第一課（東北地方環境事務所に限る。）

除染等推進第二課（東北地方環境事務所に限る。）

除染等推進第三課（東北地方環境事務所に限る。）

除染等推進第四課（東北地方環境事務所に限る。）

除染等推進第五課（東北地方環境事務所に限る。）

調査設計課（東北地方環境事務所に限る。）

工務課（東北地方環境事務所に限る。）

輸送課（東北地方環境事務所に限る。）

用地総括課（東北地方環境事務所に限る。）

用地審査課（東北地方環境事務所に限る。）

用地補償第一課（東北地方環境事務所に限る。）

用地補償第二課（東北地方環境事務所に限る。）

中間貯蔵施設整備推進課（東北地方環境事務所に限る。）

国立公園課

野生生物課

自然環境整備課

第二条第二項中「、里地里山保全専門官」を削り、「、野生生物企画官」の下に「、自然環境整備企画官」を加え、「及び野生生物企画官」を「、野生生物企画官及び自然環境整備企画官」に改める。

第三条第二項中「第二十二条」を「第二十三条」に改める。

第四条第二十九号を第三十二号とし、第二十号から第二十八号までを三号ずつ繰り下げ、第十九号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の施行に関すること（廃棄物処理業に係るものに限る。）。

第四条第十八号を第二十号とし、第十七号中「第八条第二十七号」を「第八条第二十九号」に改め、同号を第十九号とし、第十六号を第十八号とし、第十五号を第十七号とし、第十四号中「第六条の三第一項第七号」を「第六条の四第一項第七号」に改め、同号を第十六号とし、第七号から第十三号を二号ずつ繰り下げ、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　非常災害により生じた廃棄物の処理に関する情報の収集、整理及び提供並びに関係地方公共団体等との連絡調整に関すること。

第四条第五号の次に次の一号を加える。

六　廃棄物処理法第二十二条に基づく補助金の交付に関すること。

第五条第二項中「第八号」を「第十号」に改める。

第六条の二第二項中「第二十二条」を「第二十三条」に改める。

第六条の六の次に次の七条を加える。

（調査設計課の所掌事務）

第六条の七　調査設計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中間貯蔵（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二条第四項に規定する中間貯蔵をいう。）を行うために必要な施設（以下「中間貯蔵施設」という。）の整備に係る調査に関すること。

二　中間貯蔵施設の設計及び施工方法に関すること（工務課の所掌に属するものを除く。）。

三　前二号に掲げるもののほか、中間貯蔵施設の整備に関する事務及び事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

四　中間貯蔵施設の運営、保全その他の管理に関すること。

（工務課の所掌事務）

第六条の八　工務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中間貯蔵施設の整備に関する工事費の積算に関すること。

二　中間貯蔵施設の整備に関する工事の実施設計、施工その他の工事管理に関すること。